

令和 7 年 9 月 2 日
障 害 福 祉 部
障害者地域生活課

世田谷区立障害者福祉施設条例の一部を改正する条例

1 主旨

障害者総合支援法の改正（令和 7 年 10 月 1 日施行）により、障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する就労選択支援制度が創設される。

現在、一部の区立施設では、就労アセスメントを就労移行支援事業において実施しており、就労選択支援を行う事業所として指定を受けるため、各施設の事業内容を定めている「世田谷区立障害者福祉施設条例」（以下「条例」という。）の改正を令和 7 年第 3 回区議会定例会に提案する。

2 就労選択支援事業の概要

（1）対象者

就労移行支援又は就労継続支援の利用希望者及び利用者が就労選択支援を希望する者。なお、就労継続支援 B 型の利用を希望する者については、就労アセスメントではなく就労選択支援を原則利用となる。

※これまでの就労アセスメントは、就労継続支援 B 型の利用希望者に対して実施していたが、創設される就労選択支援では、就労継続支援 B 型の利用者や就労継続支援 A 型及び就労移行支援の利用希望者・利用者も加えて対象者が拡大となる。

サービスの類型	対象者分類	サービス利用 開始時期
就労継続支援 B 型（※ 1）	特別支援学校卒業生などの利用希望者 （現行の就労アセスメント対象者）	令和 7 年 10 月から 原則利用
	上記以外の利用希望者及び利用者	希望に応じて利用
就労継続支援 A 型（※ 2）	利用希望者	希望に応じて利用 ※令和 9 年 4 月から原則利用
	利用者	希望に応じて利用
就労移行支援（※ 3）	利用希望者	希望に応じて利用
	利用者	希望に応じて利用 ※令和 9 年 4 月から原則利用

※ 1 就労継続支援 B 型…一般企業等での就労が困難な方に、就労する機会を提供するとともに、

能力等の向上のために必要な訓練を行う。

※2 就労継続支援A型…一般企業等での就労が困難な方に、雇用して就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う。区立施設では実施していない。

※3 就労移行支援…一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

(2) 主な指定要件と区立施設の対応

①過去3年間で年平均1人以上、利用者を就労移行させた実績があること。

②就労選択支援員養成研修を修了した就労選択支援員が在籍していること。

障害者の就労支援には、長期間にわたる支援が必要となっている。そのため、区としては就労選択支援から就労定着支援まで、継続した就労支援が行われることが望ましいと考えており、併せて就労定着支援の指定要件についても就労選択支援と同様、「過去3年間で年平均1人以上、利用者を就労移行させた実績」が求められることから、就労定着支援の実施を条例で位置付けている以下3施設について、規定の整備を行う。

- ・ 障害者就労支援センターすきっぷ
- ・ 砧工房（砧工房分場キタミ・クリーンファーム含む）
- ・ 玉川福祉作業所（玉川福祉作業所等々力分場含む）

なお、現在、「障害者就労支援センターすきっぷ」は指定要件を満たしており、東京都に対して指定申請を行う。ほか2施設については、事業実施に向けた準備を進め、指定要件を満たした際に指定申請を行う。

(3) 主なサービス内容

- ・ 短期間の生産活動等を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関するアセスメントを実施。
- ・ アセスメント結果の作成に当たり、利用者及び関係機関の担当者等を招集して多機関連携会議を開催し、利用者の就労に関する意向確認を行うとともに担当者等に意見を求める。
- ・ アセスメント結果を踏まえ、必要に応じて関係機関等との連絡調整を実施。

3 条例改正

(1) 改正内容

条例別表第2中、以下の施設について、提供する障害福祉サービスに「就労選択支援」を加える。

- ・ 世田谷区立障害者就労支援センターすきっぷ
- ・ 世田谷区立玉川福祉作業所
- ・ 世田谷区立玉川福祉作業所等々力分場
- ・ 世田谷区立砧工房
- ・ 世田谷区立砧工房分場キタミ・クリーンファーム

(2) 新旧対照表

別紙のとおり

(3) 施行予定日

令和7年10月1日

なお、事業実施は東京都の事業指定を受けてからとなる。

4 経費

障害者福祉施設の運営については指定管理料として支払う。なお、令和7年度及び令和8年度についての増額予定はない。

5 今後のスケジュール（予定）

令和7年9月 令和7年第3回区議会定例会（改正条例案の提案）

世田谷区立障害者福祉施設条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区立障害者福祉施設条例 平成19年12月11日条例第64号 改正 平成21年12月 8 日条例第50号 平成22年 9 月30日条例第36号 平成23年10月 4 日条例第28号 平成24年 3 月 6 日条例第 2 号 平成25年 3 月 5 日条例第14号 平成26年 3 月 7 日条例第10号 平成28年 6 月24日条例第36号 平成30年12月10日条例第69号 令和 4 年 9 月30日条例第42号 令和 5 年 3 月 6 日条例第11号 令和 5 年 6 月27日条例第40号 令和 7 年 3 月 5 日条例第53号 <u>令和 7 年 9 月 日条例第 号</u> 世田谷区立障害者福祉施設条例 第 1 条～第16条 （略） 附 則 （略） <u>附 則（令和 7 年 9 月 3 0 日条例第 号）</u> <u>この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。</u> 別表第 1 （略）	○世田谷区立障害者福祉施設条例 平成19年12月11日条例第64号 改正 平成21年12月 8 日条例第50号 平成22年 9 月30日条例第36号 平成23年10月 4 日条例第28号 平成24年 3 月 6 日条例第 2 号 平成25年 3 月 5 日条例第14号 平成26年 3 月 7 日条例第10号 平成28年 6 月24日条例第36号 平成30年12月10日条例第69号 令和 4 年 9 月30日条例第42号 令和 5 年 3 月 6 日条例第11号 令和 5 年 6 月27日条例第40号 令和 7 年 3 月 5 日条例第53号 世田谷区立障害者福祉施設条例 第 1 条～第16条 （略） 附 則 （略） 別表第 1 （略）

改正後		改正前	
別表第2（第5条関係）		別表第2（第5条関係）	
施設	障害福祉サービス	施設	障害福祉サービス
世田谷区立ほほえみ経堂	生活介護	世田谷区立ほほえみ経堂	生活介護
世田谷区立すまいる梅丘	生活介護	世田谷区立すまいる梅丘	生活介護
世田谷区立三宿つくしんぼホーム	生活介護	世田谷区立三宿つくしんぼホーム	生活介護
世田谷区立駒沢生活実習所	生活介護	世田谷区立駒沢生活実習所	生活介護
世田谷区立桜上水福祉園	生活介護	世田谷区立桜上水福祉園	生活介護
世田谷区立奥沢福祉園	生活介護	世田谷区立奥沢福祉園	生活介護
世田谷区立九品仏生活実習所	生活介護	世田谷区立九品仏生活実習所	生活介護
世田谷区立九品仏生活実習所中町分場	生活介護	世田谷区立九品仏生活実習所中町分場	生活介護
世田谷区立千歳台福祉園	生活介護	世田谷区立千歳台福祉園	生活介護
世田谷区立給田福祉園	生活介護	世田谷区立給田福祉園	生活介護
世田谷区立岡本福祉作業ホーム	生活介護 就労移行支援 就労継続支援	世田谷区立岡本福祉作業ホーム	生活介護 就労移行支援 就労継続支援
世田谷区立岡本福祉作業ホーム玉堤分場	生活介護 就労移行支援 就労継続支援	世田谷区立岡本福祉作業ホーム玉堤分場	生活介護 就労移行支援 就労継続支援
世田谷区立障害者就労支援センターすきっぷ	就労選択支援 就労移行支援 就労定着支援	世田谷区立障害者就労支援センターすきっぷ	就労移行支援 就労定着支援
世田谷区立下馬福祉工房	就労継続支援	世田谷区立下馬福祉工房	就労継続支援
世田谷区立世田谷福祉作業所	生活介護 就労移行支援 就労継続支援	世田谷区立世田谷福祉作業所	生活介護 就労移行支援 就労継続支援
世田谷区立世田谷福祉作業所分場	生活介護 就労移行支援 就労継続支援	世田谷区立世田谷福祉作業所分場	生活介護 就労移行支援 就労継続支援
世田谷区立玉川福祉作業所	就労選択支援 就労移行支援	世田谷区立玉川福祉作業所	就労移行支援 就労継続支援

改正後			改正前		
		就労継続支援 就労定着支援		就労定着支援	
世田谷区立玉川福祉作業所等々力分場	就労選択支援	就労移行支援	世田谷区立玉川福祉作業所等々力分場	就労移行支援 就労継続支援	
	就労継続支援	就労定着支援		就労定着支援	
世田谷区立砧工房	就労選択支援	就労移行支援	世田谷区立砧工房	就労移行支援 就労継続支援	
	就労継続支援	就労定着支援		就労定着支援	
世田谷区立砧工房分場キタミ・クリーンファーム	就労選択支援	就労移行支援	世田谷区立砧工房分場キタミ・クリーンファーム	就労移行支援 就労継続支援	
	就労継続支援	就労定着支援		就労定着支援	
世田谷区立烏山福祉作業所	生活介護	就労継続支援	世田谷区立烏山福祉作業所	生活介護 就労継続支援	
世田谷区立梅丘ウッドペッカーの森	生活介護	就労継続支援	世田谷区立梅丘ウッドペッカーの森	生活介護 就労継続支援	
備考			備考		
1 各施設が行う障害福祉サービスは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）の規定に基づき、当該施設が当該障害福祉サービスを行う事業者として指定を受けている期間において行われるものとする。			1 各施設が行う障害福祉サービスは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）の規定に基づき、当該施設が当該障害福祉サービスを行う事業者として指定を受けている期間において行われるものとする。		
2 就労継続支援は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型に限る。			2 就労継続支援は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型に限る。		
3 世田谷区立岡本福祉作業ホーム玉堤分場、世田谷区立世田谷福祉作業所分場、世田谷区立玉川福祉作業所等々力分場及び世田谷区立砧工房分場キタミ・クリーンファームは、この表に定める障害福祉サービスのうち一部のものを行わないことができる。			3 世田谷区立岡本福祉作業ホーム玉堤分場、世田谷区立世田谷福祉作業所分場、世田谷区立玉川福祉作業所等々力分場及び世田谷区立砧工房分場キタミ・クリーンファームは、この表に定める障害福祉サービスのうち一部のものを行わないことができる。		